

平成26年(ワ)第194号 損害賠償等請求事件

原告 豊田 泰史

被告 吉田 益夫

文書提出命令申立書

平成26年 6月 9日

和歌山地方裁判所民事部ハ2係 御中

申立人(被告) 吉田 益夫



申立人(被告)は、次のとおり文書提出命令を申し立てる。

1 文書の表示

和歌山県警察 岩出警察署に提出の告訴状

告訴人 有限会社銀徳 及び 代表取締役 吉村公俊

告訴人代理人 弁護士 豊田泰史、弁護士 太田達也、 弁護士 重藤雅之

被告告訴人 ■■■■■ 又は 氏名不詳

罪名 名誉毀損、信用毀損、業務妨害

2 文書の趣旨

原被告間で係争になった被告の運営するサイトの対象投稿を確認するための
文書

3 文書の所持者

〒649-6223

和歌山県岩出市高塚198番地の1

和歌山県警察 岩出警察署

4 証明すべき事実

告訴状内に記述されている被告が運営するサイト「和ネット」の捜査対象となった投稿

5 文書提出義務の原因

本件文書は、被告の違法性不存在を確認するために民事訴訟法 220条4号に基づき、本件文書の提出義務を負う。なお、本件では、原告の訴状に証拠として、被告を被告訴人とした告訴状が添付されているので民事訴訟法220条4号に掲げられているものに該当しない。